

**公益社団法人高知県森と緑の会
山の学習支援事業費補助金交付要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人高知県森と緑の会 山の学習支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金は、高知県の豊かな森林環境を子どもたちに気付かせ、その体験活動を通して生きる力を育むことを目標に行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において適当であると認めたものを補助対象とする。ただし、国又は県が実施する他の事業（補助金を交付する他の事業、委託事業等）として採択された事業は、補助対象外とする。

- (1) 「総合的な学習の時間」等において年間を通して森林環境学習を実践する事業
- (2) 山の一日先生を派遣する事業

(事業実施主体)

第3条 前条に規定する補助事業を行う者は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助対象経費、補助率等)

第4条 補助事業に係る補助対象経費、補助率等は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 事業実施主体は、別記第1号様式による補助金交付申請書を公益社団法人高知県森と緑の会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とともに補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいづれかに該当すると認められるものを補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに理事長に報告し、その指示を受けること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後にお

いても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従つてその効率的な運営を図ること。

(7) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

2 理事長は、事業実施主体が、補助金を他の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件若しくは規則若しくはこの要綱の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことができる。

(補助事業の決定)

第7条 理事長は、第5条の申請に基づき補助金交付の可否を決定し、事業実施主体に対し通知するものとする。

(補助事業の変更)

第8条 事業実施主体は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更について理事長の承認を受けようとする場合は、別記第2号様式による補助金変更申請書を理事長に提出しなければならない。

2 補助事業の変更の承認が必要な場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助事業の追加、中止又は廃止を行う場合
- (2) 補助金額が増額する場合

(実績報告)

第9条 事業実施主体は、補助事業が完了した日から30日以内又は事業完了の年度の3月15日（やむを得ないと理事長が認める場合は3月25日）のいずれか早い日までに、別記第3号様式による補助金実績報告書を理事長に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、別記第4号様式による補助金請求書を理事長に提出しなければならない。

3 事業実施主体は、第5条第2項のただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 事業実施主体は、第5条第2項のただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式により速やかに理事長に報告するとともに、当該金額を理事長に返還しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 理事長は、前条の実績報告が適当と認められるときは、補助金の額を確定し補助金を交付する。

(概算払)

第11条 理事長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業実施主体に対し補助金の6割以内の額を概算払により支払うことができる。

2 事業実施主体は、前項の規定に基づき概算払により補助金の交付を請求するときは、別記第6号様式による請求書を理事長に提出しなければならない。

(検査等)

第12条 理事長が必要であると認める場合は、事業実施主体に対して補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

(グリーン購入)

第 13 条 事業実施主体は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 14 条 補助事業又は事業実施主体に関して、「公益社団法人高知県森と緑の会情報公開要綱」に基づく開示請求があった場合は、同要綱第 3 の 3 の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(個人情報の適正な管理)

第 15 条 補助事業者は、補助事業を実施するに当たっては、高知県個人情報保護条例（平成 13 年高知県条例第 2 号）に基づき定められた「高知県個人情報取扱事務委託基準」に準じて実施するものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 5 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 10 条第 3 項及び第 13 条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附則 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

<u>区分</u>	<u>事業実施主体</u>
第2条第1号に掲げる事業	市町村、市町村教育委員会、学校組合、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に附属する小中学校等
第2条第2号に掲げる事業	市町村、市町村教育委員会、一部事務組合（以下「市町村等」という。）、県内に事務所等を置く法人若しくは任意団体又は県内に居住する個人

別表第2（第4条関係）

補助対象経費	<p>賃金（金額は、事業を行うのに必要な最小限度の額とし、1人1日当たり7,000円以内とする。）</p> <p>報償費（講師謝金に対する補助金は、1人につき1日9,000円以内とする。）</p> <p>旅費（自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。）</p> <p>需用費（食糧費及び賄い材料費を除く。）</p> <p>役務費</p> <p>委託料</p> <p>使用料及び賃借料</p> <p>（注1）国又は県の他の事業（補助金を交付する他の事業、委託事業等）、「緑の募金」を活用して助成する事業等に採択又は採択予定の事業は、対象外とする。</p> <p>（注2）当補助事業を活用して実施する事業の総事業費から補助金額を控除した市町村等費（自己負担金）の財源に森林環境譲与税を充てた場合は補助対象外とする。</p>												
補助率	定額（第2条第2号に掲げる事業で、事業実施主体が市町村等の場合は、事業実施に要する経費の2分の1以内）												
補助金額の上限	<p>（1）第2条第1号に掲げる事業</p> <table border="1" data-bbox="524 1089 1230 1336"> <thead> <tr> <th data-bbox="579 1089 944 1134">対象児童又は生徒の数</th><th data-bbox="992 1089 1230 1134">補助金額の上限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="579 1134 944 1179">50人未満</td><td data-bbox="992 1134 1230 1179">20万円以内</td></tr> <tr> <td data-bbox="579 1179 944 1224">50人以上100人未満</td><td data-bbox="992 1179 1230 1224">40万円以内</td></tr> <tr> <td data-bbox="579 1224 944 1268">100人以上200人未満</td><td data-bbox="992 1224 1230 1268">60万円以内</td></tr> <tr> <td data-bbox="579 1268 944 1313">200人以上300人未満</td><td data-bbox="992 1268 1230 1313">80万円以内</td></tr> <tr> <td data-bbox="579 1313 944 1358">300人以上</td><td data-bbox="992 1313 1230 1358">100万円以内</td></tr> </tbody> </table> <p>（2）第2条第2号に掲げる事業 75万円以内</p>	対象児童又は生徒の数	補助金額の上限	50人未満	20万円以内	50人以上100人未満	40万円以内	100人以上200人未満	60万円以内	200人以上300人未満	80万円以内	300人以上	100万円以内
対象児童又は生徒の数	補助金額の上限												
50人未満	20万円以内												
50人以上100人未満	40万円以内												
100人以上200人未満	60万円以内												
200人以上300人未満	80万円以内												
300人以上	100万円以内												

別表第3（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第5条関係）

第
年
月
日

公益社団法人高知県森と緑の会
理事長様

事業実施主体名
代表者
生年月日

公益社団法人高知県森と緑の会
山の学習支援事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、公益社団法人高知県森と緑の会山の学習支援事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名 山の一日先生を派遣する事業

2 補助金交付申請額 円

3 事業実施期間
補助金の交付の決定を受けた日から 年 月 日まで

4 関係書類

事業計画書（別紙1）

事業計画書（別紙2の2）

事業計画書の積算内訳書（別紙3の2）

収支予算書（別紙4）

団体の概要（別紙5）

県税の滞納がないことを証明する書類

- 県税の滞納がない旨を証する納税証明書
- 納税の義務がない場合は、その旨を証明する申立書（別紙6）

県に対する税外未収金債務の滞納がないことを証明する書類

- 県に対する税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書（別紙7）

市町村等費（自己負担金）の財源に森林環境譲与税を充てていないことを証明する書類

- 市町村等費の財源に森林環境譲与税を充てていないことを証明する申立書（別紙8）

事業計画書

1. 山の一日先生派遣事業実施の考え方・手法

内容	※実施内容を具体的に記載するとともにそれに要する指導者数、対応可能な件数なども記載ください。併せて安全対策や緊急連絡体制なども記載ください。
広報	※活動内容をPRするための手法等を具体的に記載してください。
公募	※募集にあたっての手法等を具体的に記載してください。

(注) ・それぞれの項目について、貴団体ではどういった考え方・手法で対応するかをできるだけ詳細に記載して下さい。必要に応じて別紙で一覧表にまとめたり、増項等をして下さい。
・上記以外で事業への効果があがる事項があれば、別紙にまとめて（概念図などを含めて）提出してください。

2. 山の一日先生派遣実施の体制

区分	担当者氏名	専門分野等 (資格や実施可能な内容など)

(注)・事務・企画・運営の担当者や、森林教室などの派遣可能な指導者を記載してください。専門分野等の欄には森林教室などに関係する資格等(森林インストラクター、チェーンソー手帳、救急救命講習修了証など)や、実施可能な森林教室の内容などを記載してください。

・必要に応じて、増項をして下さい。

3. スケジュール

実施予定期間: 年 月 日 から 年 月 日 まで

実施時期(年月日)	スケジュール	事業の内容、実施規模等

(注)・「スケジュール」の欄は、公募計画、広報、実施日、報告書作成等、事業内容に即した内容を適宜記入してください。

・必要に応じて増項してください。

事業計画書の積算内訳書

単位：円

科目	予算額	積算内訳

(注) 「積算内訳」欄は、別紙4の科目ごとに支出内容を記入してください。

(例) 科目（労賃） 予算額（80,000円） 積算内訳（木工体験の材料準備 1人5,000円×15日）

※補助対象外経費も記入してください。

収支予算書

1 収入

単位:円

区分	予算額	摘要
補助金		
自己負担金		
合計		

2 支出

単位:円

科目	予算額	摘要
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
補助対象外経費		
合計		

団体の概要

団体名				
代表者氏名				
所在地	〒			
担当者氏名				
担当者連絡先	電話 携帯番号	FAX		
担当者メールアドレス				
団体ホームページ				
団体設立年月日				
沿革・概要				
活動内容				
団体が管理・運営する施設(指定管理施設を含む)	無・有()			
過去の補助金・助成金交付実績の有無	こうち山の日推進事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		有・無	有・無	有・無
	豊かな環境づくり総合支援事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		有・無	有・無	有・無
	緑の募金事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		有・無	有・無	有・無
	森と緑の会からの助成金	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		有・無	有・無	有・無
	添付資料	会則・会員名簿		

第1号様式

別紙6

年 月 日

公益社団法人高知県森と緑の会

理事長様

所 在 地

事業実施主体名

代 表 者 名 (自署の場合は押印不要)

生年月日

納税義務がない旨の申立書

このことについて、下記のとおり申し立てます。

記

県税の全税目において納税義務はありません。

誓約書兼同意書

私は、山の学習支援事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について公益社団法人高知県森と緑の会に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

所在地

代表者 職・氏名（自署の場合は押印不要）

第1号様式

別紙8

年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

所 在 地

市町村名

代 表 者 名

印

生年月日

申立書

このことについて、下記のとおり申し立てます。

記

山の学習支援事業費補助金を活用して実施する事業の総事業費から補助金額を控除した市町村等費（自己負担金）の財源に森林環境譲与税を充てておりません。

別記

第2号様式（第8条関係）

第 年 月 号
年 月 日

公益社団法人高知県森と緑の会

理事長様

事業実施主体名
代表者

公益社団法人高知県森と緑の会
山の学習支援事業費補助金変更申請書

年 月 日付け 高森緑第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更及び追加交付の決定通知）がありました事業について、下記のとおり変更したいので、公益社団法人高知県森と緑の会山の学習支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 変更の理由

3 変更申請額

既交付決定額（円）	変更後の申請額（円）	差引き増減額（円）

4 関係書類

事業計画書 [変更]

実施予定期間： 年 月 日 から 年 月 日 まで

実施時期	区分	事業の内容、実施規模等

(注)・「スケジュール」の欄は、公募計画、広報、実施日、報告書作成等、事業内容に即した内容を適宜記入してください。

・必要に応じて増項してください。

事業計画書の積算内訳書 [変更]

単位：円

科目	予算額	積算内訳

(注) 「積算内訳」欄は、別紙4の科目ごとに支出内容を記入してください。

(例) 科目(労賃) 予算額(80,000円) 積算内訳(木工体験の材料準備 1人5,000円×15日)

※補助対象外経費も記入してください

収支予算書〔変更〕

1 収入

単位：円

区分	変更前予算額 (A)	変更後予算額 (B)	増減額 (B-A)	摘要
補助金				
自己負担金				
合計				

2 支出

単位：円

科目	変更前予算額 (A)	変更後予算額 (B)	増減額 (B-A)	摘要
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
補助対象外経費				
合計				

別記
第3号様式（第9条関係）

第 年 月 号 日

公益社団法人高知県森と緑の会
理事長様

事業実施主体名
代表者

公益社団法人高知県森と緑の会
山の学習支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 高森緑第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更及び追加交付の決定通知）がありました事業について、公益社団法人高知県森と緑の会山の学習支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定によりその実績を関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業名 山の一日先生を派遣する事業
- 2 事業実施期間
補助金の交付の決定を受けた日から 年 月 日まで
- 3 関係書類
 - 活動報告書（別紙1）
 - 収支決算書（別紙2）
 - 科目別内訳書（別紙3）
 - 事業実施一覧表（別紙5）
 - 活動個別事例報告（別紙6）

活動報告書

実施期間： 年 月 日 から 年 月 日 まで

実施時期	区分	事業の内容、実施規模等

(注)・スケジュールや実施内容等を記入してください。

- ・「区分」の欄は、公募、広報、実施、報告書作成等、事業内容に即した区分を適宜記入してください。
- ・必要に応じて増項してください。

収支決算書

1 収入

単位：円

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	増減額 (B-A)	摘要
補助金			0	
自己負担金			0	
合計	0	0	0	

2 支出

単位：円

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減額 (B-A)	摘要
賃金			0	
報償費			0	
旅費			0	
需用費			0	
役務費			0	
委託料			0	
使用料及び賃借料			0	
補助対象外経費			0	
合計	0	0	0	

3 補助金決算

単位：円

補助金交付決定額	補助率	決算事業費総額	決算補助金額
	定額・2分の1		

科目別内訳書

【賃金】

単位：円

日付	内容	支払先	金額	備考
合計				

【報償費】

単位：円

日付	内容	支払先	金額	備考
合計				

【旅費】

単位：円

日付	内容	支払先	金額	備考
合計				

【需用費】

単位：円

日付	内容	支払先	金額	備考
合計				

役務費

単位：円

日付	内容	支払先	金額	備考
合計				

【委託料】

単位：円

日付	内容	支払先	金額	備考
合計				

【使用料及び賃借料】

単位：円

日付	内容	支払先	金額	備考
合計				

※補助対象外経費を含めた全ての事業費を記入してください

※必要に応じて、増行してください

事業実施一覧

事業区分		実施団体名		実施内容		講師名	対象者(学校名等)	参加者数	備考
番号	年月日	時間	実施場所						
1		: ~ :							
2		: ~ :							
3		: ~ :							
4		: ~ :							
5		: ~ :							
6		: ~ :							
7		: ~ :							
8		: ~ :							
9		: ~ :							
10		: ~ :							
11		: ~ :							
12		: ~ :							
13		: ~ :							
14		: ~ :							
15		: ~ :							
								合計 0	

(注)「番号」は、別記第3号様式別紙6の活動個別事例報告の番号と一致させてください。

活動個別事例報告

番号:			実施団体名:				
実施年月日(曜日)			年 月 日 ()				
対象団体名(学校・学級名等):							
対象者	学年等:				対象年齢層:	~ 歳	
	人 数	児童生徒数	人	引率者	人	その他	人
実施内容 (テーマなど)							
指導者・講師の 氏名							
* 総括責任者の氏名の頭には○印を記入してください。							
当日のタイムスケジュール							
時 間	活動概要	場 所	必要な準備品 及び数量等	指導のポイント		備 考	
備考 :							

- (注) 1 「番号」欄は、別記第3号様式別紙5の事業実施一覧の該当する事業の番号と一致させてください。
2 活動状況の分かる写真をそれぞれ数枚添えてください。デジタルデータ又はプリントで提出をお願いします。
可能であれば、この票もデジタルデータでの提出をしてください。
3 ホームページ、パンフレット等で公開する場合がありますので、写真等も含め、該当者への同意を得て作成してください。

別記
第4号様式（第9条関係）

第 年 月 号
日

公益社団法人高知県森と緑の会
理事長様

事業実施主体名
代 表 者

印

公益社団法人高知県森と緑の会
山の学習支援事業費補助金に係る請求書

年 月 日付け 高森緑第 号で補助金の交付の決定通知(補助金の変更及び追加交付の決定通知)がありました事業について、下記により補助金を請求します。

記

1 事業名

2 補助金請求額

補助金交付(変更)決定額	円
決算補助金額	円
既交付額(概算払)	円
今回請求額	円

3 振込先

銀行名 信用金庫名 等名称		
支店・支所名		
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号		
口座名義	(フリガナ)	

別記
第5号様式（第9条関係）

第
年
月
号
日

公益社団法人高知県森と緑の会
理事長様

事業実施主体名
代表者
生年月日

公益社団法人高知県森と緑の会
山の学習支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け 高森緑第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、公益社団法人高知県森と緑の会山の学習支援事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 公益社団法人高知県森と緑の会山の学習支援事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定による補助金の確定額 | 円 |
| 2 実績報告時の減額した消費税仕入控除税額等 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3 - 2） | 円 |

別記
第6号様式（第11条関係）

第 年 月 号 日

公益社団法人高知県森と緑の会
理事長様

事業実施主体名
代表者

印

公益社団法人高知県森と緑の会
山の学習支援事業費補助金に係る請求書(概算払)

年 月 日付け 高森緑第 号で補助金の交付の決定通知(補助金の変更及び追加交付の決定通知)がありました事業について、下記により補助金を請求します。

記

1 事業名

2 補助金請求額(概算払)

補助金交付(変更)決定額	円
今回請求額	円
差引額	円

3 振込先

銀行名 信用金庫名 等名称	
支店・支所名	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号	
口座名義	(フリガナ)